

静岡県監査委員告示第6号

監査委員の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年静岡県監査委員告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

静岡県監査委員 森 裕
静岡県監査委員 渡 邊 芳 文
静岡県監査委員 鈴木 澄 美
静岡県監査委員 佐 地 茂 人

改正前	改正後
(電子情報処理組織による申請等) 第3条 (略)	(電子情報処理組織による申請等) 第3条 (略) <u>(情報通信技術による手数料の納付)</u> 第3条の2 <u>情報通信技術利用条例第3条第5項に規定する監査委員の定める方法は、同条第1項（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第8号に規定する申請等にあつては同法第6条第1項）の規定により行われた情報通信技術利用条例第3条第5項に規定する申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。</u>
(電子情報処理組織による処分通知等) 第4条 (略)	(電子情報処理組織による処分通知等) 第4条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。